

保護者 様

新見市立高尾小学校

インフルエンザに係る治癒証明書の取り扱いについて（お知らせ）

日頃より本校の教育活動につきましてご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、新見市では、児童・生徒がインフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）に罹患し、出席停止となった場合、再登校にあたっては、罹患報告書の提出をお願いしております。ご理解の上ご協力をよろしく願いたします。

記

1 インフルエンザに係る治癒証明書の取り扱いについて

再登校に当たっては、原則として、治癒証明書の学校への提出は不要とし、その代替として、保護者が作成する罹患報告書を学校に提出してください。

罹患報告書は、罹患がわかった時点で家庭に送付します。

2 その他の感染症に係る治癒証明書の取り扱いについて

学校保健安全法施行規則第18条に規定するインフルエンザ以外の感染症（流行性耳下腺炎や水痘など）に係る治癒証明書の取扱いについては、従前どおり、原則として、医師が記入したものを学校に提出していただきます。